

総 務 省 組 織 令
(抄)

資料 9

平成 12 年政令第 246 号

(行政評価局の所掌事務)

第 6 条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 政策評価(国家行政組織法第 2 条第 2 項及び内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 5 条第 2 項の規定による政策評価をいう。以下同じ。)に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。
- 2 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。
- 3 各行政機関の業務の実施状況の評価(当該行政機関の政策についての評価を除く。)及び監視を行うこと。
- 4 第 2 号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視(以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。)に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。
 - イ 独立行政法人の業務(第 2 号の規定による評価に関連する場合に限る。)
 - ロ 前条第 8 号に規定する法人の業務
 - ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人(その資本金の 2 分の 1 以上が国からの出資による法人であって、国の補助に係る業務を行うものに限る。)の業務
 - ニ 国の委任又は補助に係る業務
- 5 行政評価等に関連して、前号ニの規定による調査に該当するもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務(各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。)の実施状況に関し調査を行うこと。
- 6 各行政機関の業務、第 4 号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関すること。
- 7 行政相談委員に関すること。
- 8 政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。

第 4 目 行政評価局

(政策評価・独立行政法人評価委員会)

第 123 条 政策評価・独立行政法人評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。
 - イ 政策評価に関する基本的事項
 - ロ 各府省の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ

厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項

- 2 前号イ及びロに掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。
 - 3 独立行政法人通則法に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、政策評価・独立行政法人評価委員会に関し必要な事項については、政策評価・独立行政法人評価委員会令(平成12年政令第270号)の定めるところによる。